

## いちかわ税理士事務所 ニューストピックス

Team ICHIKAWA  
NEWS & TOPICS

Vol. 7

電気通信サービスの消費者保護ルール  
トラブルなく契約するために

## ●電気通信サービスとは？

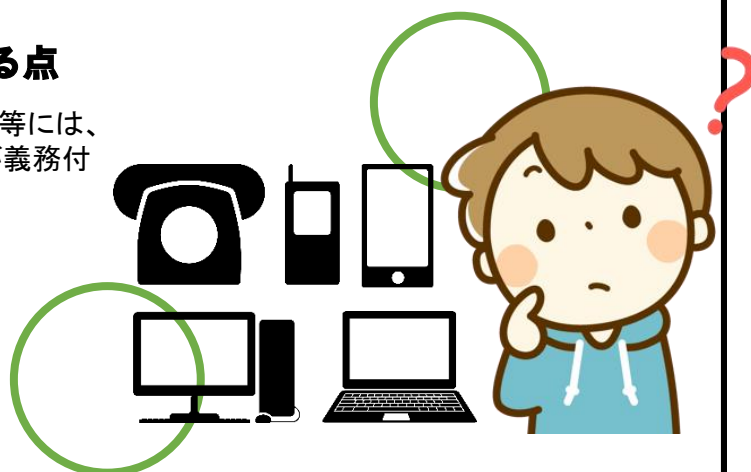
電気通信を利用して提供されるサービスのことで、国内電話・国際電話・携帯電話・PHS・インターネット等が対象となります。

POINT

## 1. 契約する時に確認する点

★電気通信事業者や代理店等には、契約する前に説明することが義務付けられています。

- ・ サービス内容
- ・ 契約先となる事業者名
- ・ 契約内容
- ・ 利用料金
- ・ 解約条件、等



POINT

## 2. 初期契約解除制度について

一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合のみにより契約を解除できる制度です。

対象となるサービス

固定通信

- ①光回線によるインターネットサービス
- ②ケーブルテレビのインターネットサービス
- ③光回線・DSL回線向けのインターネット接続サービス

移動通信

- ①携帯電話端末サービス
- ②無線インターネット専用サービス
- ③無線インターネット専用サービス期限拘束付き

POINT

### 3. 初期契約解除制度の注意点

初期契約解除制度では、電気通信サービスと一緒に販売されたスマートフォンなどの端末の契約までは解除されません。

主要な移動通信サービスについては、端末まで解除できる「確認措置」が講じられており、端末を含めて契約を解除することができる場合があります。

★NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ノジマ、ヤマダ電機 など

POINT

### 4. 契約内容を書面で確認したいとき

電気通信事業者には、電気通信サービスの契約が成立した時は、締結された契約の内容を明らかにする契約書面を作成し、交付することが義務付けられています。

#### 契約書面に記載される事項

- ①電気通信事業者の名称・連絡先等
- ②電気通信役務の内容
- ③料金その他の経費
- ④割引の条件
- ⑤契約変更・解除の連絡先・方法・条件等
- ⑥契約特定時効（契約者番号等）
- ⑦料金支払いの時期・方法
- ⑧サービス提供開始の予定時期
- ⑨付随する有料オプションサービスの名称・料金・解約条件等
- ⑩初期契約解除制度の詳細
- ⑪確認措置に関する事項



POINT

### 5. 契約時の身分証明書の提示について

携帯電話不正利用防止法は、携帯電話を契約する時やレンタルするときに、本人確認を義務付けています。運転免許証やパスポート、個人番号カードといった顔写真付きの公的身分証明書の提示等をしなければなりません。

POINT

### 6. 携帯電話の契約の[2年しばり]について

携帯電話事業者の安い料金プランは、2年間の継続利用を条件に料金が割引されています。更新月以外の解約は、基本料金を超える額の違約金が請求されることがあります。

参考：電気通信サービスQ&A(総務省)、詳しい内容をご覧ください。